

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第8章 料金等 第4節 料金の計算及び支払い (通信時間の測定等) 第20条 1～2 (略) 3 (略) (1)～(4) (略)</p>	<p>第8章 料金等 第4節 料金の計算及び支払い (通信時間の測定等) 第20条 1～2 (略) 3 (略) (1)～(4) (略) <u>(5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話(当社が設置したものうち、当社が指定したものに限り、)から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信(この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要せずに利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。)</u> <u>附 則(平成26年3月27日東相制第13-137号及び西設相制第171号)</u> <u>この改正規定は、平成26年4月9日から実施します。</u></p>